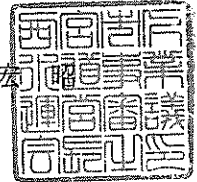


平成26年 3月28日
(2014年)

西宮市長 河野 昌弘 様

西宮市下水道事業運営審議会

会長 林 宏



「西宮市下水道事業中期経営計画」の策定について（答申）

当審議会は、平成25年12月3日付で諮問を受けた標記計画の策定について審議を行った結果、下記の意見を付したうえで、適当であると認めます。

記

1. 「中期経営計画」は、「西宮市下水道ビジョン」の実現に向けて、下水道事業の必要性・緊急性・優先度を十分考慮して、効率的かつ効果的に取り組むために策定されたものである。今後、市は事業の進捗に伴い、「中期経営計画」と各年度における決算との照合や、中間年次においては検証作業を行い、市民へ積極的に下水道事業の情報を公開すること。
2. 下水道事業は、整備普及から維持管理への転換期を迎え、市民のほとんどの方が下水道を利用することになったが、下水道施設は目立つものでないため、その存在が意識されず、市民の利用実感が希薄なものになりがちである。
しかしながら、下水道は現在及び将来においても必要不可欠な社会資本であり、事業を継続していくためには市民の理解が必要であり、そのために市は様々な機会を通じて下水道事業のPR、広報・啓発活動をより一層、積極的に実施していくこと。
3. 社会経済情勢の変化などにより、下水道使用料の大幅な増収は困難と考えられる。
しかしながら、下水道使用料は事業継続に必要な財源であり、下水道使用料の徴収は公平性・妥当性に裏づけされたものとして、利用者からの理解が必要である。本審議会では、平成25年度に「下水道使用料における基本水量制の見直し」について諮問を受け、審議を行い、使用者の不公平感や節水意識の阻害を解消すべきとして、「基本水量制の廃止」が妥当である主旨の答申を行った。
今後も下水道使用料については、「中期経営計画」の財政収支計画を踏まえ、利用者からの適正な負担を求めるにあたり、引き続き使用料体系のあり方等について研究を行うこと。

以上